

住宅・建築関係団体 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

「子育てグリーン住宅支援事業」の創設について
(周知のご協力をお願い)

日頃より住宅生産行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

11月22日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・取得を増やす～」が閣議決定され、GXの推進に関する取組みとして「建物の断熱性向上や(中略)住宅・建築物における設備の省エネ化の取組を支援することによって、取組を加速する」方針が示され、さらにエネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現に向け、「省エネ性能に優れた住宅の普及を促進するため、子育て世帯や若者夫婦世帯を対象とした高水準の省エネ住宅の新築、住宅の省エネリフォームを支援する。断熱窓への改修、高効率給湯器の導入を支援する」方針が示されました。

これを踏まえ、本日閣議決定された令和6年度補正予算案に、住宅の省エネ化への支援を強化するための補助制度が盛り込まれました。詳細は下記URLに掲載している資料をご参照ください。

(URL : https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001249.html)

本事業に関する要点は以下のとおりです。(令和6年度補正予算の成立が前提となります。)

(1) 本事業の補助金交付申請について

- ・本事業は、「GX志向型住宅」、「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)や、一定の要件を満たすリフォームを行う場合に、所定の補助金を交付するものです。本事業の交付申請は事業者(施工業者、分譲事業者等)が行い、全額を住宅所有者に還元又は賃貸住宅入居者に裨益するものとします。今後、公募に基づき事務局を選定し、準備が整った段階で申請受付を開始する予定です。受付開始日が決定した際は、事務局のHP等でお知らせします。

(2) 本事業の補助対象となる新築・リフォーム工事の着工日について

- ・新築については、令和6年11月22日以降に「基礎工事より後の工程の工事に着手するもの」を対象とします。
- ・リフォームについては、令和6年11月22日以降に工事に着手するものを対象とします。

(3) 本事業の補助対象となる新築住宅の立地に関する要件について

- ・本事業の運用に際して、以下の①～④の区域等については、補助対象外となります。
 - ① 「土砂災害特別警戒区域」
 - ② 「災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)」
 - ③ 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
 - ④ 「市街化調整区域」かつ「土砂災害警戒区域」又は「浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)」

(4) 経済産業省及び環境省が行う事業との連携について

- ・本事業は新築及びリフォームとも3省連携で支援を行います。
- ・新築支援について、「GX志向型住宅」は環境省において実施、「長期優良住宅」及び「ZEH水準

住宅」は国土交通省において実施することとしています。

- ・リフォーム支援について、「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（環境省）」、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金支援事業（経済産業省）」及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）」とのワンストップ対応を予定しています。詳細は今後設置する事務局のHP等でお知らせします。
- ・なお、「住宅省エネ2024キャンペーン」の登録事業者は、原則、「子育てグリーン住宅支援事業（国土交通省・環境省）」、「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（環境省）」、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金支援事業（経済産業省）」又は「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）」に参加する希望を有するものとして取り扱い、継続参加ができるものとする予定です。ただし、各事業の交付申請を行うためには、今後選定される予定の各事業の事務局が定める登録規約に同意の上、所定の書類を提出し、各事業の事業者登録を完了する必要があります。

また、この度、本事業に関して、国土交通省ウェブサイト内に紹介ページを設けるとともに、お問い合わせ先として「子育てグリーン住宅支援事業お問合せ窓口」を設けました。

貴団体におかれましては、住宅の新築や改修を検討されている消費者の方々に対し、本事業に関する情報を提供し、ご理解いただけるよう、補正予算の成立が前提であることに留意しつつ、本事業の紹介を貴団体のホームページや機関誌等に掲載するなど、積極的な周知・普及にご協力をお願いします。

(参考) 国土交通省ウェブサイト

子育てグリーン住宅支援事業について

制度の詳細は下記のページに掲載しております。

URL : https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000290.html

<本通知に関するお問合せ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：企画専門官 山口（内線39463）

課長補佐 吉積（内線39428）

係長 山本（内線39431）

<子育てグリーン住宅支援事業お問合せ窓口>

電話：03-6632-1405

受付時間：9:00～17:00（土、日、祝日を含む。）